

3 学校いじめ防止基本方針



法令等	学校教育目標	市のいじめ防止等に関する基本認識
<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月) ○「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月) <ul style="list-style-type: none"> →各学校で「〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月) 	<p>自らを律し、互いを認め合いながら共に挑戦する児童の育成</p> <hr/> <p>いじめ問題への学校の目標</p> <p>人権同和教育をベースにした児童理解に立ち、いじめを見逃さず、未然防止と早期発見に努める。</p>	<p>いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る。</p> <p>○ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。</p> <p>○まだ気付いていないいじめがある。</p> <p>○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。</p> <p>○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない</p>

【いじめ対策委員会（生徒指導情報交換会）】

- 〈内容〉
- ・ 年間を通じた取組等について検討
 - ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- 1 日常的な情報共有（毎週木曜日）
 - 2 事案に応じ必要な関係者を加えた会【校長、教頭、生徒指導主任、保健主任、教務主任、養護教諭、担任、専科】
 - 3 専門家等を加えた会【2に加え、スクールカウンセラー等】
 - 4 地域の関係者、第三者【学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員】を加えた会（学期1回）

P T A と の 連 携	学校 の 取 組	市 教 委 と の 連 携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級保護者会、P T A 理事会 P T A 総会の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本方針の説明 (入学時、各年度の開始時) ○ 立哨での声かけ、授業参観 ○ 学校ホームページで学校基本方針の公開等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権集会での心の教育 ・ 縦割り活動を活用した人間関係づくり ・ 生徒指導情報交換会での共通理解 ○ 早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名アンケート実施(月1) ・ 楽しいーとの活用(年2回) ・ 個別相談、教育相談等 ○ 対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者、加害者への適切なケア及び指導 ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導主事の派遣及び助言 ○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○ 研修等への講師派遣 <hr/> <p style="text-align: center;">関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市いじめ問題対策支援室 ○ 警察 ○ 児童相談所 ○ 市町村の福祉部局 <p style="text-align: right;">等</p>